2.2.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.3　スクレーパー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.2 動力伝達装置	⑴　トルクコンバーター ⑵　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　プロペラシャフト ⑷　デファレンシャル ⑸　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.3 走行装置	⑴　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング ⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　サスペンションアーム（クッションヒッチ、ヒッチピンを含む。）	①　連結部のがたの有無を調べる。	①　著しいがたがないこと。
		②　アーム等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
	⑷　サスペンションシリンダー及びクッションシリンダー	①　アイドリング状態でコントロールレバー又はスイッチを操作し、シリンダーロッドの伸びを調べる。	①　伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　油漏れ及び損傷の有無を調べる。	②　油漏れ及び損傷がないこと。
		③　取付け部の亀裂、がた及び緩みの有無を調べる。	③　亀裂、がた及び緩みがないこと。
2.3.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ギヤボックス ⑶　ロッド及びアーム類	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　アーティキュレート機構	この表の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　パワーステアリング装置	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
		③　ペダルの踏み具合によってエア混入の有無を調べる。	③　エアの混入がないこと。
		④　リターダーブレーキの効き具合を調べる。	④　効き具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　エアブレーキ ⑹　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑺　バックプレート	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	この表の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	